

平成30年度 1人当たり保険料収納必要額の算定結果  
【平成30年1月現在】

別紙2

<算定条件等>

- 平成30年度推計【統一保険料率ベース】は、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha=0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。  
【納付金算定基礎額=保険料収納必要総額（本来集めるべき保険料総額） $\rightarrow$ 統一保険料率】
- 所得係数 $\beta$ は、国が示した係数（医療分 $\approx 0.9454$ 、支援金分 $\approx 0.9403$ 、介護分 $\approx 0.8762$ ）を用いている。  
応能比率：応益比率=医療分48.60：51.40、支援金分48.46：51.54、介護分46.70：53.30
- 追加公費については、国が示した係数を用いて、1,700億円（全国ベース）のうち、約1,600億円を算入している。
- 保険給付費及び公費の収支バランスにおける危険率を考慮し、保険給付費（一般分）については、1人当たり9,241円の増額補正を行った上で、H30診療報酬改定率[0.9881]を反映（1人当たり2,442円の減額補正）したことにより、差引1人当たり6,799円の増額補正、公費については、1人当たり6,832円の減額補正となった。
- 平成30年度推計【激変緩和措置適用後】は、下記の激変緩和措置（暫定措置[604百万円]+追加激変緩和額[201百万円]、一定割合=4.02%）を適用するとともに、前期高齢者交付金精算額（新制度施行後2年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金）を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定している。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、激変緩和措置期間中は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の留保財源とする。
- 「1人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。

市町	基本情報				算定結果【1人当たり】																
					（平成28年度決算ベース）			（平成30年度推計）													
	一般被保険者数 ※1 人	1人当たり平均所得 ※2 円	医療費指数 ※3	標準的な収納率 ※4 %	【統一保険料率ベース】							【激変緩和措置適用後】							（参考） 前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収する場合		
					保険料収納必要額 （法定外繰入後） ※5 円	法定外繰入金等の額 ※6 円	保険料収納必要額 （法定外繰入前） ※7 円	納付金方式（シェア方式）の導入等による影響額 ※8 円	⑧に対する増減率 ※10 %	⑩に対する増減率 ※11 %	納付金方式（シェア方式）の導入等による影響額 ※8 円	保険料収納必要額 （法定外繰入前） ※7 円	⑧に対する増減率 ※10 %	⑩に対する増減率 ※11 %	⑪に対する増減率 ※11 %	⑫に対する増減率 ※11 %	国保事業費納付金 ※12 円	前期高齢者交付金（精算額） ※13 円	保険料収納必要額 （法定外繰入前） ※7 円		
広島市	233,695	575,254	1.146	88.76	125,389	2,857	128,246	3,577	131,823	2.79	5.13	▲755	127,491	▲0.59	▲0.29	1.68	0.83	141,654	3,149	130,640	
呉市	44,519	486,691	1.133	94.13	130,996	0	130,996	▲10,018	120,978	▲7.65	▲7.65	▲11,519	119,477	▲8.79	▲4.50	▲8.79	▲4.50	134,141	5,292	124,769	
竹原市	6,445	445,723	1.108	94.76	118,899	0	118,899	▲2,657	116,242	▲2.23	▲2.23	▲2,761	116,138	▲2.32	▲1.17	▲2.32	▲1.17	126,221	2,761	118,899	
三原市	20,619	508,884	1.059	94.53	124,670	0	124,670	▲2,365	122,305	▲1.90	▲1.90	▲5,132	119,538	▲4.12	▲2.08	▲4.12	▲2.08	132,104	2,089	121,627	
尾道市	31,991	482,746	1.078	94.26	121,460	0	121,460	▲103	121,357	▲0.08	▲0.08	▲4,013	117,447	▲3.30	▲1.67	▲3.30	▲1.67	131,146	1,344	118,791	
福山市	98,586	484,944	1.014	90.71	111,400	547	111,947	9,115	121,062	8.14	8.67	5,752	117,699	5.14	2.54	5.65	2.79	129,287	1,639	119,338	
府中市	8,189	483,028	0.973	93.84	118,564	0	118,564	2,531	121,095	2.13	2.13	205	118,769	0.17	0.09	0.17	0.09	127,193	2,772	121,541	
三次市	10,899	512,542	1.124	96.07	104,508	13,338	117,846	7,891	125,737	6.70	20.31	5,653	123,499	4.80	2.37	18.17	8.71	124,053	0	123,499	
庄原市	7,720	492,255	1.069	96.29	121,081	0	121,081	3,501	124,582	2.89	2.89	1,730	122,811	1.43	0.71	1.43	0.71	132,563	495	123,306	
大竹市	6,496	563,364	1.120	94.51	133,921	0	133,921	▲3,630	130,291	▲2.71	▲2.71	▲7,714	126,207	▲5.76	▲2.92	▲5.76	▲2.92	133,840	2,888	129,095	
府中町	9,385	631,164	1.112	93.96	132,372	8,087	140,459	▲11,438	129,021	▲8.14	▲2.53	▲13,045	127,414	▲9.29	▲4.76	▲3.75	▲1.89	132,708	0	127,414	
海田町	5,597	589,117	1.087	94.42	114,534	0	114,534	18,746	133,280	16.37	16.37	2,692	117,226	2.35	1.17	2.35	1.17	125,226	6,085	123,311	
熊野町	5,515	563,284	1.092	95.06	113,649	0	113,649	14,541	128,190	12.79	12.79	2,455	116,104	2.16	1.07	2.16	1.07	121,959	0	116,104	
坂町	2,738	514,417	1.176	95.02	118,173	0	118,173	7,973	126,146	6.75	6.75	2,114	120,287	1.79	0.89	1.79	0.89	133,322	3,853	124,140	
江田島市	6,660	510,612	1.221	93.91	121,671	0	121,671	5,414	127,085	4.45	4.45	1,636	123,307	1.34	0.67	1.34	0.67	132,658	1,037	124,344	
廿日市市	25,786	625,178	1.020	94.94	127,706	0	127,706	9,524	137,230	7.46	7.46	4,542	132,248	3.56	1.76	3.56	1.76	136,073	0	132,248	
安芸太田町	1,552	460,446	1.144	96.60	101,989	0	101,989	17,564	119,553	17.22	17.22	3,267	105,256	3.20	1.59	3.20	1.59	150,960	13,944	119,200	
北広島町	4,263	540,982	1.007	94.29	111,498	0	111,498	18,789	130,287	16.85	16.85	4,166	115,664	3.74	1.85	3.74	1.85	120,811	0	115,664	
安芸高田市	6,479	525,644	1.059	96.05	134,920	0	134,920	▲6,685	128,235	▲4.95	▲4.95	▲9,274	125,646	▲6.87	▲3.50	▲6.87	▲3.50	138,426	741	126,387	
東広島市	35,948	530,785	1.006	92.70	119,436	0	119,436	6,282	125,718	5.26	5.26	3,287	122,723	2.75	1.37	2.75	1.37	125,736	0	122,723	
大崎上島町	1,910	492,526	1.214	95.70	98,715	18,904	117,619	6,590	124,209	5.60	25.83	1,791	119,410	1.52	0.76	20.97	9.98	132,032	9,111	128,521	
世羅町	3,709	482,396	0.857	97.32	109,353	0	109,353	11,997	121,350	10.97	10.97	3,498	112,851	3.20	1.59	3.20	1.59	125,563	9,526	122,377	
神石高原町	2,192	474,306	0.978	98.66	97,485	0	97,485	26,022	123,507	26.69	26.69	3,193	100,678	3.27	1.62	3.27	1.62	113,888	4,034	104,712	
全県	580,893	537,541	1.078	91.43	121,889	1,707	123,596	3,617	127,213	2.93	4.37	▲360	123,236	▲0.29	▲0.15	1.11	0.55	134,880	2,447	125,683	

- 【注記】
- ※1：国保事業費納付金額算定の基となった平成30年度一般被保険者数（推計値）
  - ※2：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果（国保事業費納付金額算定の基となった平成29年度各市町村の所得総額〔全国統一の賦課限度額控除後〕から算出）
  - ※3：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果から算出（平成26年度～28年度の3年平均で、年齢調整後の地域差指数に相当）
  - ※4：県調査結果から算出（平成26年度～28年度の過去3年間の実収納率の平均）
  - ※5：市町村基礎ファイルの1人当たり（一般被保険者数〔608,226人〕、介護2号被保険者数〔187,088人〕）平均保険料額〔決算額（賦課額）〕
  - ※6：市町村基礎ファイルの係数算定シートから算出〔決算額〕
  - ※7,9：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果
  - ※8：納付金等算定ガイドラインに沿った算定方法（シェア方式）を基に、保険料率を統一するため、公費や経費等を調整するとともに、医療費指数を反映しない算定を行ったことによる影響額
  - ※10：⑧を基点として対比を行い、公費を用いた激変緩和措置により、統一保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率（一定割合）を超える部分の上昇を抑制することによって、制度変更による影響を緩和する。
  - ※11：現行保険料水準に対する増減率を示しており、具体的な保険料率や額は所得水準や世帯構成のモデルケースによって異なってくる。
  - ※12：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。

